

市立小・中学校の電話対応における音声案内の開始について

長時間勤務となっている教員の負担を軽減し、授業準備等に集中できる体制を整備して教育の質を高めるために、「教員の働き方改革」を進めている。

その一環として、授業日の夜間及び土日・祝日等において電話対応をしない時間を設けるため、電話機に音声案内を設定することとし、以下のとおり運用を開始する。

1 運用開始日

令和3年2月1日（月）・放課後から

2 電話対応時間・音声案内時間

教員の勤務時間は、原則午前8時15分から午後4時45分までとなっている。

このことから、授業日等における教員の業務の状況、研修の実施等、また中学校においては部活動の指導を考慮し、電話対応及び音声案内の時間帯を設定している。

【小学校】

(1) 授業日（平日以外に学校公開や行事等を行う日を含む。）



(2) 授業日以外の日（長期休業期間を除く。例：土・日・祝日・振替休業日・学校閉庁日）



(3) 長期休業期間（例：夏休み）



【中学校】

(1) 授業日（平日以外に学校公開や行事等を行う日を含む。）

~5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00~	
音声案内時間 ~7:30			電話対応時間 7:30~19:00												音声案内時間 19:00~	

(2) 授業日以外の日（長期休業期間を除く。例：土・日・祝日・振替休業日・学校閉庁日）

~5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00~
音声案内時間 終日															

(3) 長期休業期間（例：夏休み）

~5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00~
音声案内時間 ~8:15			電話対応時間 8:15~16:45									音声案内時間 16:45~			

3 周知

上記内容を各学校から「お便り」により保護者にお知らせするとともに、市及び学校のホームページにおいて市民にも周知する。また、子どもの生命に関わるような事件・事故については、音声案内の時間帯は警察（電話番号 110）、消防・救急（電話番号 119）、立川市役所（電話番号 042-523-2111）へ連絡するように、保護者に周知する。